

## キュービクル式変電設備の条例適合チェック表

春日井市火災予防条例第 11 条

消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式変電設備

項目		審査内容	適合	
外箱	材料	鋼板又は同等以上の防火性能を有するものである。	[ 適 ・ 否 ]	
	板厚	床面以外	1.6mm（屋外用 2.3mm）以上である。	[ 適 ・ 否 ]
		床面	1.6mm（屋外用 2.3mm）以上である（コンクリート造又はこれと同等以上の防火性能を有する床に設けるものの床面部分については、この限りでない。）。	[ 適 ・ 否 ]
	開口部	特定防火設備又は防火設備にあつては、当該網入りガラスを不燃材料で固定したものである（換気口又は換気設備の部分を除く。）。	[ 適 ・ 否 ]	
	固定	床に容易に、かつ、堅固に固定できる構造である。	[ 適 ・ 否 ]	
	隙間	直径 10mm の丸棒の入る穴又は隙間はない（配線の引込み口及び引出し口、換気口等も含む。）。	[ 適 ・ 否 ]	
	外部露出設置可能機器	各種表示灯	カバー材は難燃材以上である。	[ 適 ・ 否 ]
		配線用遮断器	金属製カバー付である。	[ 適 ・ 否 ]
		電圧計	ヒューズ等に保護されている。	[ 適 ・ 否 ]
		電流計	計器用変成器を介している。	[ 適 ・ 否 ]
スイッチ（切替スイッチ含む）		難燃材以上である。	[ 適 ・ 否 ]	
上記の他、配線の引込み口、引出し口、換気口及び換気装置以外の露出機器はない。		[ 適 ・ 否 ]		
上記について、屋外に設けるものにあつては、雨水等の浸入防止措置が講じられているものである。		[ 適 ・ 否 ]		
収納状態	電力需給用変成器、受電用遮断器、開閉器等の機器は外箱の底面から 10cm 以上離れている、又はこれと同等以上の防水措置が講じられている。	[ 適 ・ 否 ]		
固定	電力需給用変成器、受電用遮断器、変圧器等の機器は、外箱又は配電盤等に堅固に固定されている。	[ 適 ・ 否 ]		
配線	電線引出し口は、金属管又は金属製可とう電線管を容易に接続できるものである。	[ 適 ・ 否 ]		
換気装置	全般	外箱の内部が著しく高温にならないよう空気の流通が十分に行えるものである。	[ 適 ・ 否 ]	
	開口部	自然換気口の開口部の面積の合計は、外箱の 1 の面につき 1/3 以下である。	[ 適 ・ 否 ]	
	機械式	自然換気口不足の場合は、機械式換気設備が設置されている。	[ 適 ・ 否 ]	
	換気口	換気口には金網、金属製ガラリ又は防火ダンパー等が設けられている。	[ 適 ・ 否 ]	

以上のとおり、春日井市火災予防条例第 11 条の条件を全て満足していることを証明します。

令和 年 月 日

【キュービクル製造業者】

印